第七章　排除措置計画の認定の取消し

（決定書の送達等）

第三十四条　法第四十八条の九第二項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除確保措置計画の認定を取り消した旨

二　取消しの理由

第八章　補則

（文書のファクシミリによる提出）

第三十五条　確約手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

一　申請書

二　申請書に添付する書類（第十一条、第十七条、第二十五条及び第三十一条の規定により提出するものを除く。）

三　報告書

2　ファクシミリを利用して文書が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該文書が委員会に提出されたものとみなす。

3　委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した文書を提出させることができる。

（申請の取下げ）

第三十六条　この規則の規定による申請は、当該申請に係る処分がされるまでは、いつでも取り下げることができる。

2　前項の規定による申請の取下げは、書面でしなければならない。

（更正決定）

第三十七条　認定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2　更正決定に対しては、更正決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、委員会に対し、文書をもつて異議の申立てをすることができる。

3　委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

附　則

この規則は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

様式第１号（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。）

平成　　年　　月　　日

排除措置計画の認定申請書

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け公審通第　　号を受けたところ，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第４８条の３第１項の規定に基づき，下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1　排除措置の内容

以下に記載した内容を履行することを確約します。

2　排除措置の実施期限

3　添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応しています。）

記

1　排除措置の内容

実施しようとする排除措置の内容を，できるだけ具体的に記載してください。

2　排除措置の実施期限

上記１で記載した排除措置の内容ごとに，それぞれ実施期限を記載してください。

3　添付書類

①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類，②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４８条の３第３項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。